

# 釧路市不育症治療費助成事業のご案内

釧路市では、北海道の実施する不育症治療費助成の決定を受けている方を対象に、ご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。



## 対象となる方

2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方のうち、次の全てに該当する方です。

- 1 北海道が実施する不育症治療費助成の決定を受けている方
- 2 ご夫婦のいずれかが、治療終了時及び助成申請時に釧路市に住所がある方
- 3 助成を受けようとする検査・治療について、他の市町村から同様の助成を受けておらず、今後も受ける見込みがない方



## 対象となる検査・治療

- ◆ 不育症の因子を特定するための検査  
子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査
- ◆ 検査結果に基づく治療  
手術療法、着床前診断、抗甲状腺薬、甲状腺ホルモン剤、インスリン、低用量アスピリン療法、ヘパリン療法、カウンセリング



## 助成の内容

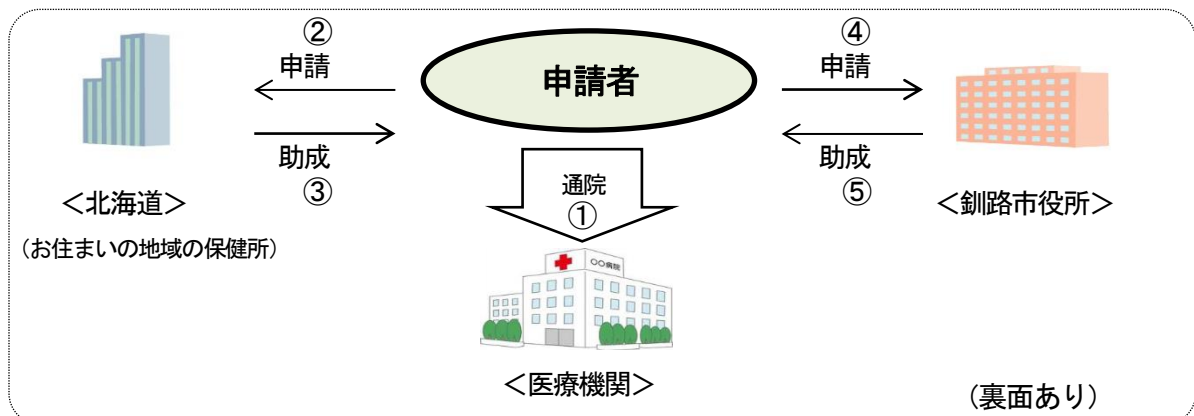
検査・治療に要した費用に対して、1回の検査・治療につき5万円まで助成します。

検査・治療に要した費用から北海道の助成金を差し引いた額が上限額に満たない場合は、その額を助成します。



## 手続き・申請の方法

北海道の不育症治療費助成の決定を受けた後、原則として同じ年度内に釧路市健康推進課に申請してください。



## 申請に必要なもの

- 1 不育症療費助成金交付申請書（申請書は釧路市健康推進課窓口で用意しているほか、市ホームページからダウンロードできます。）
- 2 「北海道不育症治療費助成事業」の助成決定指令文の写し
- 3 2の助成申請の際に添付した不育症治療費助成事業受診等証明書の写し

## 北海道不育症治療費助成事業について

### 対象者

2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡の既往がある方のうち、次のすべての要件に該当する方です。  
ただし、同一の検査・治療に関して他都府県や政令市及び中核市から、同等の給付を受けた方又は受ける見込みの方は除きます。

1. 夫婦のいずれか一方が道内（札幌市、旭川市及び函館市を除く）に住所を有すること。
2. 法律上の婚姻をしていること。
3. 夫婦の前年の所得（合計額）が730万円未満であること。
4. 産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関（複数の診療科をもつ総合病院等においては、院内の産科又は婦人科）において検査又は治療を受けていること。

※ 先進医療の実施機関として承認されている保険医療機関で実施された流産胎児の絨毛染色体検査については、上記2及び3の要件の該当の有無に関わらず対象とします。

### 助成の内容

検査・治療に要した費用に対して、1回の検査・治療につき10万円まで助成します。

ただし、次のことにご注意ください。

- ・検査については、平成29年4月1日以降に実施したものが対象となります。
- ・治療については、平成29年4月1日以降に実施したものが対象となります。  
ただし、過去に1度も検査を受けていない場合は対象となりません。
- ・「1回の検査・治療」は、原則、検査と妊娠を経て出産等に至るまでに実施した治療になります。
- ・医師の判断により治療を終了した場合については、検査と終了までに要した治療費を助成します。
- ・検査の結果、医師の判断で治療を実施しなかった場合や、他の診療科（産科及び婦人科以外）での治療とした場合は、検査に要した費用のみ助成します。

詳細は釧路保健所へお問い合わせください。（電話 0154-65-5811）

不育症治療  
の相談は・・・

**北海道では不妊・不育症（反復・習慣性流産）に関わる相談を実施しています。**

○不妊専門相談センター（予約制）

旭川医科大学の不妊治療専門医師が担当します。

◆相談窓口：旭川医科大学病院産婦人科 電話 0166-68-2568

◆専門相談日：毎週火曜日 11:00～16:00 ※予約受付は月～金（10:00～16:00）

### <お問い合わせ先>

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地 釧路市役所 防災庁舎4階

釧路市役所こども保健部健康推進課

電話：0154-31-4525 e-mail：ke-kenkou@city.kushiro.lg.jp

市ホームページ：http://www.city.kushiro.lg.jp/